

## 市営住宅の入居者の選考について

### 1. 沿革

- ～平成 13 年度 市営住宅選考委員会による選考
- 平成 14 年度 公開抽選による選考、当選率の引き上げの実施
- 平成 26 年度 抽選優遇措置の実施 ※現行の選考方法

### 2. 公営住宅の優先入居方法

公営住宅の入居者の選考方法は、住宅に困窮する低所得者の中でも特に困窮度が高いものについて、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、入居者の募集・選考において優先的に取り扱うこと（優先入居）が可能である。

#### ■倍率優遇方式（恵庭市の現行の方法）

優先入居の取扱いを行う世帯の抽選における当選率を、他の一般の入居申し込みにより有利に取扱う方式

【対象となる世帯】障がい者世帯、高齢者世帯、母子（父子）世帯、大家族世帯他

長 所	短 所
住宅の困窮度の順位を問わず、対象世帯が一般の入居世帯より当選率が有利となる。	申込世帯毎の困窮度の差を、当選結果に反映させづらい。

### 3. 他の選考方法

#### （1）戸数枠設定方式

募集を行う公営住宅の住戸の中に、優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式

#### （2）ポイント方式

住宅困窮度の指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式。（障がい者世帯同士や子育て世帯同士等であっても、障がい者程度区分や子の年齢等に応じて点数に差を設けるなどの取り扱いが考えられる。）

### 4. 今後の入居者の選考方法について

現行の方式を継続しつつ、入居を希望する世帯の状況、過去の申込状況を分析し、検討していく。